

事務連絡  
平成29年8月16日

各都道府県

衛生主管部（局）  
母子保健主管部（局）  
障害保健福祉主管部（局）  
介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

避難行動要支援者向けのリーフレットの活用について（周知）

平素より厚生行政について、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、市町村における災害時の避難行動要支援者（※1）対策の実施に当たって参考となるよう、避難行動要支援者向けのリーフレットが、別添のとおり、内閣府から各都道府県防災担当部長に対して周知されました。

本リーフレットは、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援制度（※2）の概要を理解していただくことで、市町村が作成する避難行動要支援者名簿を平時から支援者（避難支援等関係者）に提供することについての同意を促す内容となっております。

居宅において生活しながら医療・介護・障害福祉サービス等を受けられる方や里帰り中の妊娠婦など、避難時に特に配慮が必要と考えられる方に対しても、本リーフレットの活用等により、その制度趣旨についての理解が進むよう、防災担当部局と連携の上、貴管下市町村に対して周知をお願いします。

また、各医療機関や介護事業者、障害福祉サービス事業者等（以下「医療機関等」という。）から本リーフレットを活用した情報提供がなされるよう、貴管下医療機関等に対しても、周知していただきますようお願いします。

[URL]

リーフレット：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/panf.pdf>

※1 避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。

※2 制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿の登録対象となるかどうかや、具体的な支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせいただく必要があります。

事務連絡  
平成29年4月25日

各都道府県担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集について

平素より防災行政について、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。避難行動要支援者対策については、平成25年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成を市町村長に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度が設けられ、現在、市町村においてその取組が進められているところです。

今般、市町村における避難行動要支援者対策の実施にあたっての参考となるよう、昨年度各市町村に協力いただいた調査を基に、避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集及び避難行動要支援者向けのリーフレットを作成しましたので、これらも参考にして適切に対応いただきたい旨、貴都道府県内の市町村、関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

[URL]

事例集：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/honbun.pdf>

リーフレット：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/panf.pdf>

※ リーフレットは、避難行動要支援者が制度の概要を理解し、平時の名簿情報提供への同意を促す内容となっています。各市町村において避難行動要支援者への説明時などに活用ください。

なお、内閣府ホームページではPDF版を掲載していますが、市町村の必要に応じ加工して使用することもできるよう、パワーポイント版を添付します。